

穴栗市地域福祉計画



平成 21 年 4 月

穴栗市



目 次

I 総 論.....	1
第1章 地域福祉とは何か	2
1. 地域福祉とは何か	2
2. 地域福祉を取り巻く制度の動き	3
(1) 社会福祉制度改革	3
(2) 地方分権の動き	4
(3) 市民活動の高まりと市民参加	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画策定の目的	5
2. 計画期間	5
3. 計画の位置づけと法令等の根拠	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 宍粟市の各種施策の動向	7
(3) 兵庫県の各種計画等の動向	10
4. 計画の策定体制	11
第3章 計画の基本理念等	12
1. 基本理念	12
2. 計画の目標	13
II 各 論.....	15
第1章 取り組みの方向	16
1. 福祉のこころづくり	16
(1) 地域リーダーをはじめとする人材の育成	16
(2) 人権・福祉教育の推進	18
(3) 多様な福祉サービスの育成・支援	19
2. 人と地域の豊かなきずなづくり	20
(1) 地域づくりのための新たな仕組みづくり	20
(2) 地域コミュニティづくりの促進	23
(3) 地域福祉活動への市民参画の促進	25

3. 安全で安心して暮らせる環境づくり	26
(1) 地域福祉活動拠点の整備推進	26
(2) 緊急時における体制の整備	27
(3) 福祉の視点からの環境整備	28
第2章 計画の推進体制	30
1. 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進	30
(1) 地域における推進体制	30
(2) 市民、ボランティア、NPOの役割	30
(3) 民生委員児童委員の役割	30
(4) 社会福祉協議会の役割	31
(5) 社会福祉事業者の役割	31
(6) 行政の役割	31
2. 計画の弾力的運用	31
Ⅲ 資 料 編	33
1. 地域福祉計画策定検討委員会名簿	34
2. 統計データによる本市の現状	35
(1) 人口の推移	35
(2) 人口構造	36
(3) 総世帯数と高齢者世帯数の推移	37
(4) 出生数の推移	38
(5) 合計特殊出生率の推移	38
(6) 要介護認定者数の推移	39
3. 用語解説	40



I 総論



第1章 地域福祉とは何か

1. 地域福祉とは何か

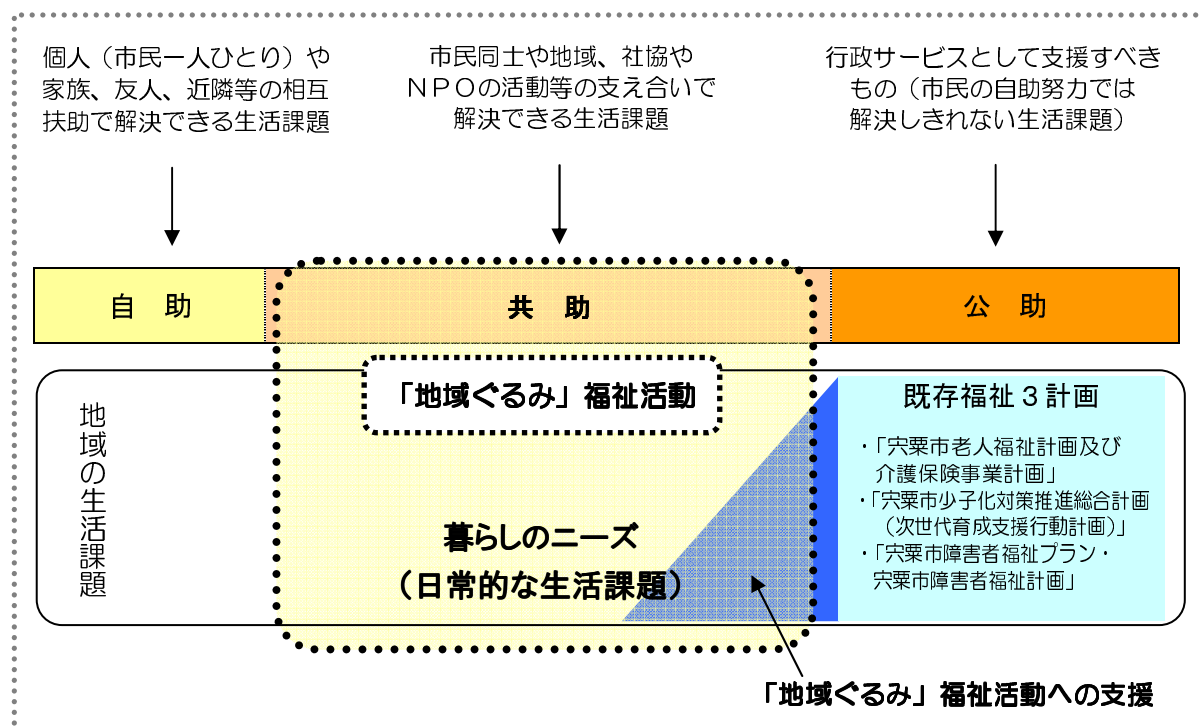
一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等対象者ごとに分かれたものを使い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。これまでは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで市民のだれもが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について個人（市民一人ひとり）や家族、友人、近隣等による相互扶助（自助）、市民同士や地域（社会福祉協議会やNPOの活動等）による支え合い活動（共助）、行政（公的機関）による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

そこで、市民一人ひとりが相互のつながりや思いやりを持って支え合い助け合うという、ともに生きるまちづくりの精神が育まれることを願ってこの計画をまとめました。

※「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



2. 地域福祉を取り巻く制度の動き

(1) 社会福祉制度改革

現在、国は「社会福祉基礎構造改革」を進め、今後増大する福祉ニーズに対応していくために市民参加によるみんなで支える仕組みづくりやサービス利用者による選択を明確にした「契約による福祉サービス」の展開を図っています。

これに伴い行政の役割は、保護や救済といった措置や給付の制度からサービスの質の確保や情報公開、市民参加など、「契約による福祉サービス」を保障する環境づくりに転換されました。このように、戦後50年続いた社会福祉の理念や制度の転換が図られています。

この「社会福祉基礎構造改革」を受けて、平成12年に改正された社会福祉法では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方自治体の責務や地域福祉計画について定められています。

社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本計画では市町村地域福祉計画（第 107 条）に定められている内容については、以下のように盛り込んでいます。

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- （主な項目）
- 福祉サービスの充実
 - 総合的な支援体制の構築
 - 地域で気軽に利用できるサービスの充実

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- （主な項目）
- 高齢者、障がいのある人の活動の促進
 - 災害時の安否確認の仕組みづくりと支援

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- （主な項目）
- 青少年や子どものボランティア参加機会の推進
 - 住民自身の日常的な取り組みの推進
 - 世代間交流の促進

（２）地方分権の動き

平成 12 年 4 月に「地方分権一括法」が施行され、地方自治体は自己決定・自己責任により市民に身近な行政サービスを地域において行うことが求められています。

地域福祉計画では、こうした地方分権の展開を背景として、市民の主体的な参加により、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決に向けて市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割分担の中で協働した取り組みを行うことが求められています。

（３）市民活動の高まりと市民参加

平成 7 年の阪神淡路大震災では、延べ 100 万人を超えるボランティアが全国から集まり、被災者の支援に縦横に活躍しました。この年は「ボランティア元年」と呼ばれ、市民の自発的な活動の重要性が改めて広く認識されました。

平成 10 年 3 月には「特定非営利活動促進法」が制定され、市民活動団体が法人格を得ることによってその活動を促進する施策が講じられました。これによって、まちづくりや公的サービスの展開に関する市民の主体的な取り組みが従来のボランティア活動の枠組みを超え、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになってきました。

地域福祉計画では、こうした市民活動の高まりを背景として、市民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりをめざします。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

「宍粟市地域福祉計画」（以下「本計画」）は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」ができる仕組みをつくる計画です。市民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大事にし、地域の持てる力を強め活かしながら、ともに助け合いお互いを認め合いながら支え合う地域づくりをめざすものです。

そして、市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、協働しながら「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることを目的として策定します。

「宍粟市地域福祉計画」は策定がゴールではなく、新しい地域福祉のスタート地点です。この計画をもとにし、市民のみなさんが参画していくことで、それぞれの地域づくりに向けての第一歩を踏み出していくことになります。

2. 計画期間

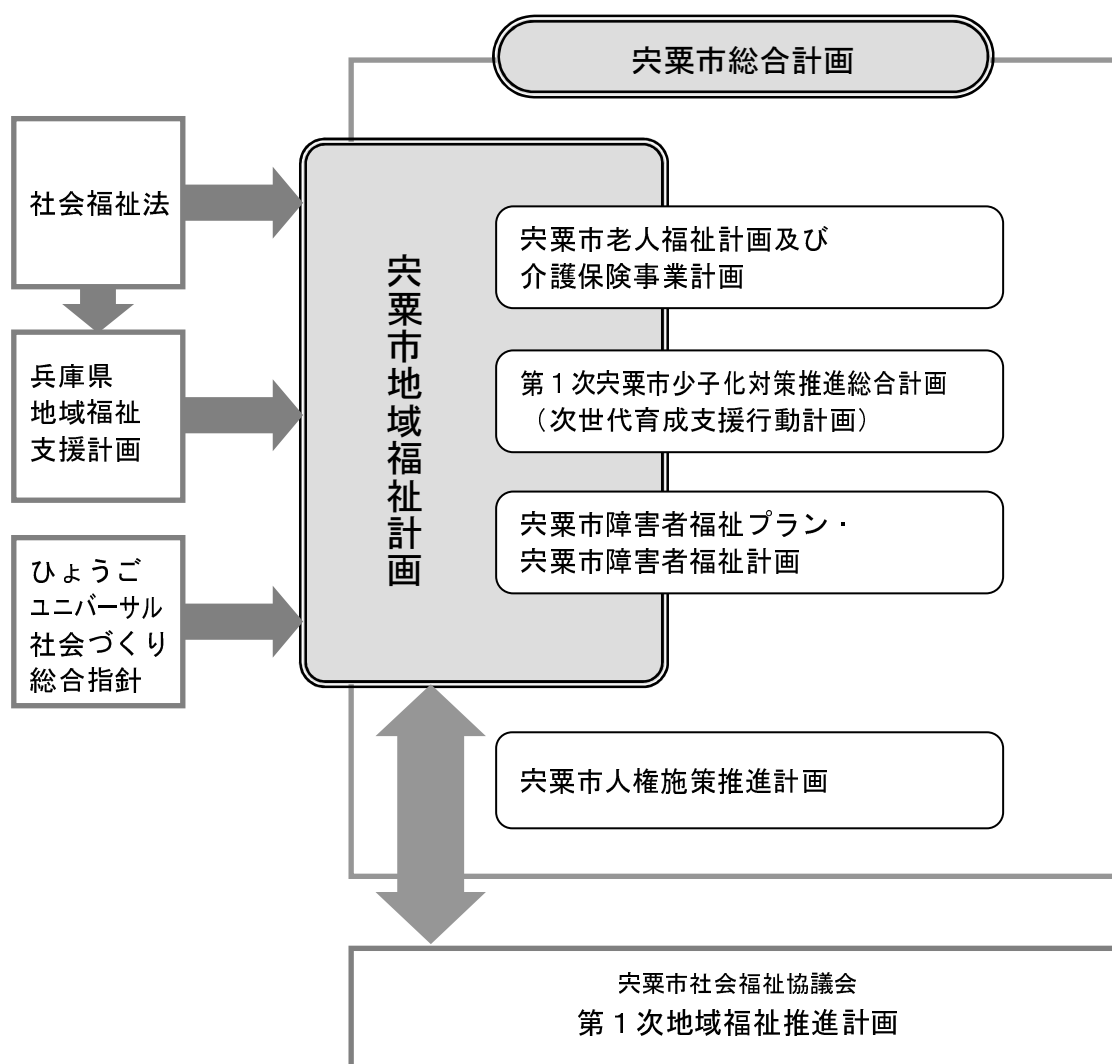
本計画の計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、社会情勢の変化や利用者のニーズに対応するため必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
宍粟市地域福祉計画										次期 計画 期間
宍粟市老人福祉計画及び 介護保険事業計画					次期計画期間			次期計画期間		
第 1 次宍粟市少子化対策推進総 合計画（次世代育成支援行動計画）						次期計画期間				
宍粟市障害者福祉プラン・ 宍粟市障害者福祉計画								次期計画期間		
					次期計画期間			次期計画期間		

3. 計画の位置づけと法令等の根拠

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「宍粟市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画との整合性を図って策定します。



(2) 宍粟市の各種施策の動向

宍粟市総合計画

計画期間：基本構想平成 18 年度～平成 23 年度

宍粟市総合計画は、「新市建設計画（新市まちづくり計画）」で示されたまちづくりの方向性・施策実施の考え方をもとにしています。宍粟市誕生後における宍粟市を取り巻く状況変化等を勘案する中で、宍粟市としての今後のまちづくりをより発展的かつ現実的に推し進めることを目的とした施策を推進しています。

市の将来像	人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち
基本理念	【ひと・ほほえみ】すべての人が安心と生きがいのもてるまちに
	【自然・やすらぎ】豊かな自然の恵みとやすらぎを実感できるまちに
	【まち・いきいき】住み心地のよい活気あふれるまちに

宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画

計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度

宍粟市の高齢者保健福祉に関する施策は平成 21 年 3 月に策定した「宍粟市老人保健福祉計画」に基づいて実施しています。高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができることを目標に高齢者の保健福祉サービスにかかる目標と取り組み方策を明らかにしています。

基本目標	(1) 介護予防の推進
	(2) 介護サービスの基盤整備
	(3) 介護サービスの質的向上
	(4) 保健・医療・福祉サービスの総合的な支援体制

第 1 次宍粟市少子化対策推進総合計画（次世代育成支援行動計画）

計画期間：平成 17 年度～平成 26 年度

宍粟市の子育て支援に関する施策は平成 17 年 3 月に策定した「第 1 次宍粟市少子化対策推進総合計画（次世代育成支援行動計画）」に基づいて実施しています。家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもはもとより保護者もまた人として成長し、未来と夢に希望が持てる宍粟市の実現をめざし、各施策を推進しています。

- | | |
|------|--------------------------|
| 基本理念 | みんなで子育て・子どもが輝くまち |
| 基本目標 | 安心して子どもを生み育てることのできるまちづくり |
| | 子育てに誇りや喜びが実感できるまちづくり |
| | 子育てをみんなで支え合うまちづくり |

宍粟市障害者福祉プラン・宍粟市障害者福祉計画

計画期間：平成 18 年度～平成 23 年度（宍粟市障害者福祉プラン）

計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度（宍粟市障害者福祉計画）

宍粟市の障がい者保健福祉に関する施策は平成 18 年 3 月に策定した「宍粟市障害者福祉プラン」に基づいて実施しています。旧町の障害者福祉プランの見直しを行うとともに、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現をめざし、各施策を推進しています。

- | | |
|------|--------------------------|
| 基本理念 | 地域で共に暮らせるまちづくり |
| 基本目標 | 生活環境のバリアフリー化 |
| | 地域で共に暮らせるための地域づくり・地域活動支援 |
| | 療育と相談体制の充実と連携の強化 |
| | 就労機会の確保と社会参加の促進 |

穴粟市の人権に関する施策は平成 19 年 3 月に策定した「穴粟市人権施策推進計画」に基づいて実施しています。総合計画でうたわれている「すべての人が安心と生きがいのもてるまちに」の理念を具体的に明らかにする役割を担っており、基本的な考え方を施策に反映させ、推進しています。

基本理念 一人一人の人権を尊重するまちづくりをめざします
差別や偏見をなくし、自己実現できるまちづくりをめざします
人権を文化として定着させ、お互いを認め合い、
共に生きるまちづくりをめざします

(3) 兵庫県の各種計画等の動向

兵庫県地域福祉支援計画

計画期間：平成 16 年度～平成 20 年度

「兵庫県地域福祉支援計画」は社会福祉法第 108 条に基づき、市町が推進する地域福祉に関する取り組みを広域的な見地から支援するために策定された法定計画です。だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる地域社会の実現をめざし、地域福祉の推進にかかる、県民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政などによる、今後の取り組みの方向を示しています。

- 基本目標
- 1 支え合い助け合う地域づくり
 - 2 安心してサービスを利用できる基盤づくり
 - 3 適正なサービスを提供する基盤づくり

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

策定期間：平成 17 年 4 月

兵庫県では年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく、だれもが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会（以下、「ユニバーサル社会」という。）の実現がめざされています。

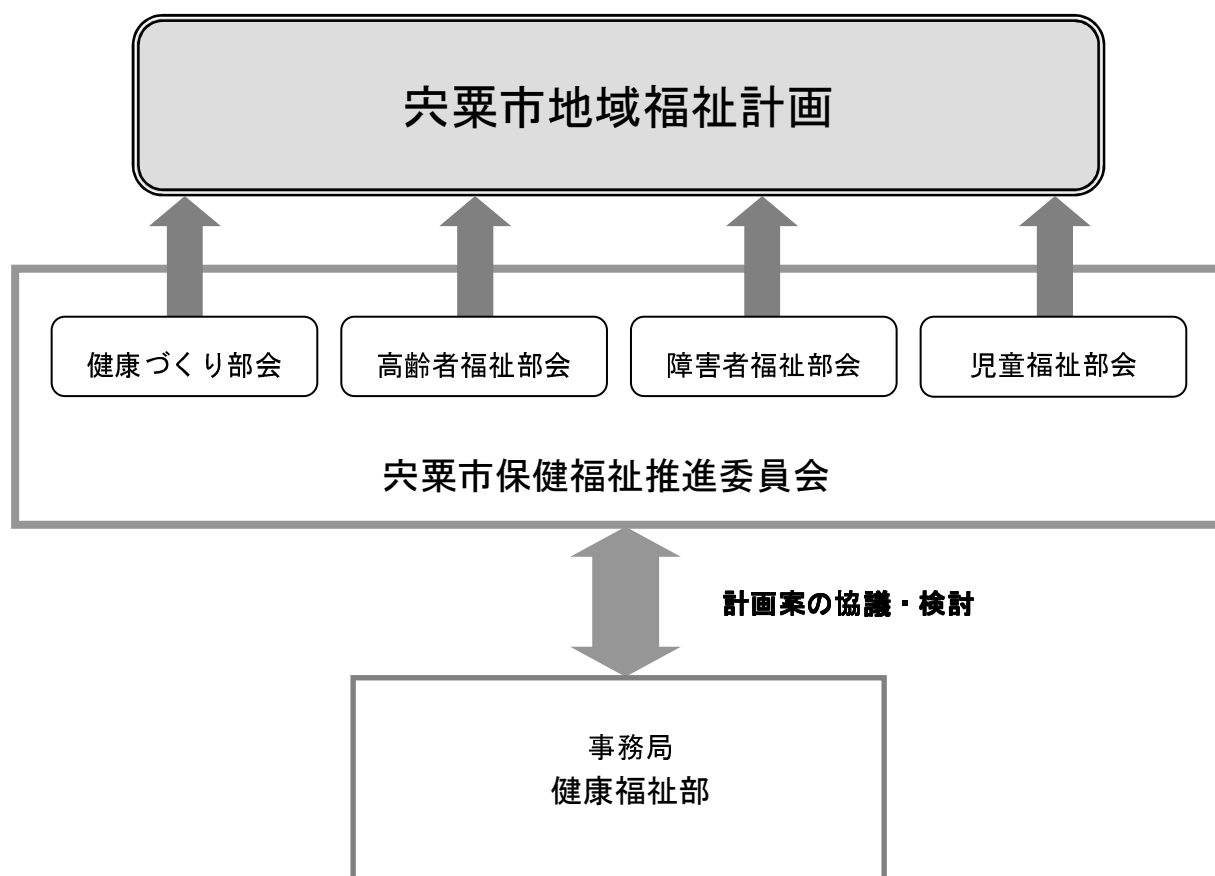
この「ユニバーサル社会づくり」を推進するため、兵庫県において「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」が策定されました。この指針は、ユニバーサル社会づくりを進めようとするすべての人が共有すべき理念と、実現に向けた取り組みの基本方向を明らかにするため策定されました。

- めざすべき社会像
- 年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず
だれもが地域社会の一員として支え合うなかで
安心して暮らし 一人ひとりが持てる力を発揮して
元気に活動できる社会

- 基本目標
- ひと：「だれもが、たがいの人格と個性を尊重し、支え合う社会」
もの：「だれもが、容易にモノを利用し、質の高いサービス共有する社会」
情報：「だれもが、多様な方法で理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会」
まち：「だれもが、安心して住まい、自宅から街なかまで安全・快適に移動し、活動できる社会」
参加：「だれもが、持てる力を発揮して働くなど、主体的に参加、参画できる社会」

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、穴栗市全体としての地域福祉についての方針の検討・決定を行う場として学識経験者、民生委員児童委員、地域住民の代表、医療機関の代表、自助組織の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉協議会の代表などで構成された福祉関連分野の各部会からなる「穴栗市保健福祉推進委員会」内で計画案の検討、協議を行いました。



第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

宍粟市（以下「本市」）では、「宍粟市総合計画」において「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を将来像として定め、旧宍粟郡の山崎町、一宮町、波賀町、千種町の一本化の促進と住民福祉の向上等を図るとともに、本市全体での均衡ある発展をめざし、取り組んでいます。

本市全体としての地域福祉のあり方を確立するとともに、生活に最も身近なそれぞれの地域の中においても、生活の課題解決に向けた地域福祉活動を進めていくことが大切になります。

近年、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、ひとり暮らし高齢者における問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな問題が発生しています。こうした中では、人と人、人と地域のつながりを大切にし、みんなの力を合わせる必要不可欠です。

本計画は、一人ひとりが個人として自立しながらも、ともに地域で生きていくために、相手の立場を理解し、安心できる環境で暮らしていける、市民が主役のまちづくりをめざすためのものです。さらに、地域とのふれあい、支え合い、思いやりを広げながら、つないでいくことで、地域の福祉力を向上させることを目的としています。

そこで、本計画の理念を以下のように定めます。

愛しそう 広げてつなぐ ふくしのまち

2. 計画の目標

基本理念

愛しそう 広げてつなぐ ふくしのまち

基本目標

1. 福祉のこころづくり

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、思いやりを育めるよう、意識づくりに努めます。そして、地域の市民一人ひとりが地域を担う大切な存在であるという考えのもと、福祉の意識の浸透をめざします。

施策の方向性

- (1) 地域リーダーをはじめとする人材の育成
- (2) 人権・福祉教育の推進
- (3) 多様な福祉サービスの育成・支援

基本目標

2. 人と地域の豊かなきずなづくり

その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。交流やふれあいを通じて住民すべての参画のもとで豊かなきずなを育む地域づくりをめざします。

施策の方向性

- (1) 地域づくりのための新たな仕組みづくり
- (2) 地域コミュニティづくりの促進
- (3) 地域福祉活動への住民参画の促進

基本目標

3. 安全で安心して暮らせる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立生活を支援していくためには、必要ときに必要なサービスが受けられる仕組みや、安全で安心して生活できる生活環境をつくりあげることで、一人ひとりの自立を支える地域社会づくりを推進します。

施策の方向性

- (1) 地域福祉活動拠点の整備推進
- (2) 緊急時における体制の整備
- (3) 福祉の視点からの環境整備

Ⅱ 各 論



第1章 取り組みの方向

1. 福祉のこころづくり

(1) 地域リーダーをはじめとする人材の育成

現状と課題

地方分権という時代の流れの中で、福祉活動をはじめまちづくりへの市民の参画は必要不可欠なものとなっています。

中でもボランティア活動はあらゆる福祉活動を進めるにあたって非常に重要なものとなります。

現在、本市では社会福祉協議会を中心に活動支援が行われています。平成19年11月現在のボランティアの登録数は穴栗市全体で1,857人(139グループ)、地域別にみると山崎町が706人(44グループ)、一宮町が509人(39グループ)、波賀町が363人(31グループ)、千種町が279人(25グループ)となっています。

意識調査によると、高齢者の生きがいを感じていることや今後やってみたいことでは、ボランティア活動はいずれも1割となっており、ボランティア活動のさらなる活性化にあたっては、参加意欲のある人を実際の活動へと結びつけるための情報提供やコーディネートも求められています。

また、小学校児童の保護者の地域活動やグループ活動への参加状況では、山崎町・一宮町・千種町で参加したことがある人が7割前後おり、波賀町では9割以上が子ども会に参加していると回答しています。しかし少子高齢化が進んでおり、子ども、親世代の参加に合わせて、活動の中心として団塊の世代や高齢者に対して、まちづくりや地域福祉推進の担い手としての役割が期待されています。

地域の中の意欲ある人材を地域福祉活動の担い手として育成していくためには、情報提供や活動への支援とあわせ、それぞれの活動を「参加したい」と感じられるような魅力あるものとしていくことが必要であるといえます。

■地域福祉活動の普及・啓発

市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを活用し、ボランティア活動や地域福祉活動の普及・啓発と活動への参加を呼びかけます。

■地域活動の担い手の育成

地域で身近な福祉活動を行うボランティア実践者やリーダーなど、地域活動の担い手の発掘・育成に努めます。また、特に高齢期を迎える団塊の世代の経験を活かせる仕組みづくりを行い、担い手としての積極的な育成を行っていきます。

■講座や体験事業の充実

ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などをより一層充実し、市民が自分に合った活動を選択して参加することができるよう努めます。

■高齢者、障がいのある人の活動の促進

高齢者や障がいのある人などが経験や知識を地域の福祉活動に活かすことで、生きがいを持って生活を送ることができます。そのため、高齢者や障がいのある人などの地域福祉活動への参加を呼びかけ、その力を活かしていきます。

■青少年や子どものボランティア参加機会の推進

ジュニアリーダーの育成などを通じ、地域において青少年のボランティアへの参加機会を増やし、青少年がさまざまな体験を通じて相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培います。

■地域福祉リーダー等を対象とした研修機会の提供

各地区の自治会長や民生委員児童委員等は地域福祉の推進に向けて欠かすことのできない存在であるため、地域福祉リーダー研修会などを開催し、広く参加を呼びかけます。

■育児経験者・介護経験者等、地域の人材を活かす仕組みづくり

地域に蓄積されている人々の知恵や経験を活かすという観点から、高齢者をはじめ、育児経験者や介護経験者等の意見を地域活動へ反映させられるような仕組みづくりを行います。

(2) 人権・福祉教育の推進

現状と課題

市民のだれもがお互いの人権を認め合うことは、地域福祉だけでなく今後のまちづくりの中でも基本的な事柄として位置づけられます。

本市では、すべての人々が基本的人権を保障されるよう、「宍粟市人権施策推進計画」を策定し、人権意識の高揚を図るとともに、日常生活の中に人権意識を息づかせる取り組みを行ってきました。

しかし、意識調査によると、障がいのある人に対して、住み慣れた地域で暮らし続けるために重要と思うことは何か、という質問に対して4割弱が障がいのある人に対する意識を深めるための市民への啓発が必要であると回答しています。障がいのある人への理解だけでなく、同和問題、男女の平等などだれもが差別や偏見を感じることはない社会に向けた取り組みが必要です。また、高齢者や障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度の周知を図るとともに、個人情報の保護にも配慮しながら見守ることができる地域づくりをめざすことが大切です。

今後も、さまざまな人権問題について、まちづくりの課題の一つひとつとして捉え、各種施策を推進し、差別のないまちづくりをめざす必要があります。

取り組みの方向性

■人権擁護施策の周知・定着の推進

「宍粟市人権施策推進計画」に基づき、人権擁護施策の推進に努めます。

■人権教育・啓発の充実

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、市民の意見の反映や啓発事業プログラムなどについて市民の自主性を尊重した取り組みを行います。また、関係各方面からの意見を十分に踏まえ、幅広く理解と共感を得られるように努めます。

(3) 多様な福祉サービスの育成・支援

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実が欠かせません。各種福祉計画に基づいた福祉サービスを充実させていくと同時に、市民自身の活動についても支援が必要となっています。

社会福祉協議会の実施した意識調査によると、介護を受ける身になった場合の生活について、約6割が福祉サービスを使って家族や在宅での介護を考えており、福祉サービスの充実と受けやすい支援体制の整備が重要です。

また、今後は公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や当事者団体、ボランティアなどが実施しているさまざまなサービスを促進させ、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりを進めていく必要があります。

取り組みの方向性

■福祉サービスの充実

地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスの推進を図っていきます。

■総合的な支援体制の構築

保健福祉センターや地域包括支援センターを活用し、身近な地域における保健・医療・福祉間の連携・協力体制を強化します。

■地域で気軽に利用できるサービスの充実

高齢者や障がいのある人が気軽に集えるふれあい喫茶・いきいきサロン活動、子育てや健康づくりに関する教室などの地域において気軽に利用できる福祉サービスの、個人、店舗、企業等への拡充を図ります。

■福祉サービスの育成

子育て支援や、特に必要性が高まっている高齢者・障がいのある人の移送サービスなど、市民自身が参加できる福祉サービスの一層の促進を図ります。

2. 人と地域の豊かなきずなづくり

(1) 地域づくりのための新たな仕組みづくり

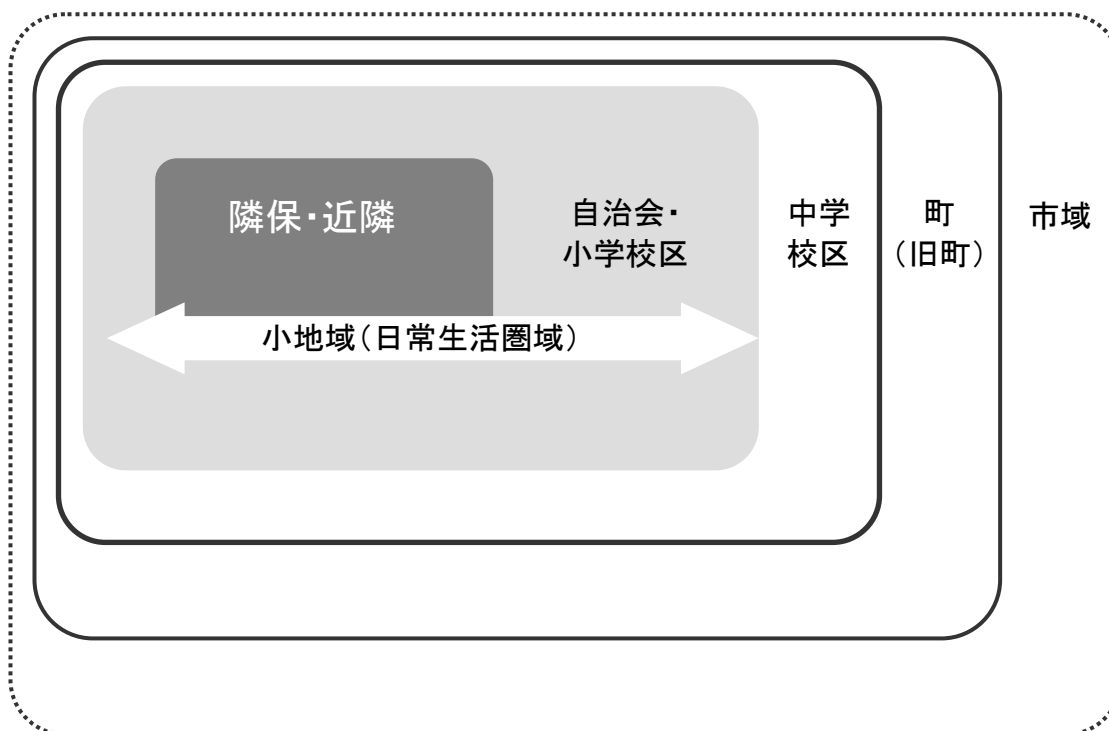
現状と課題

すべての市民が地域福祉推進の担い手として求められる中、地域福祉活動が継続的に行われるためには、地域住民が自主的に参加しやすく、自身にあった活動やサービスを効果的に利用するための新たな仕組みづくりが必要です。

新たな仕組みづくりにおいては、地域ケア、すなわち、介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるようにするために、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や市民が連携し、地域全体で高齢者を支えることが重要です。そのためには身近な生活圏域での地域福祉の推進が必要です。

まず、「地域」の考え方として、「向こう三軒両隣」といったいわゆる「近所」としての捉え方や、地域活動単位としての自治会、小学校区、中学校区から市域にいたるまでさまざまです。それぞれの「地域」単位の役割を明確にし、その段階に応じた方向性に向かって取り組むとともに、その支援と連携体制の構築が必要です。

■地域単位の概念図



■地域単位の位置づけ

地域単位(圏域)	各地域拠点の位置づけ	地域福祉推進活動や福祉サービスの提供のあり方
市域	上位機関や周辺市町との連携、町(旧町)・中学校区との連絡調整、地域福祉推進の指針づくりと支援の拠点整備	公的援助、専門性の高い相談・指導、医療・健診、関係機関や団体の広域的連携、インフラ整備など行政が主体となるサービスの提供
町(旧町)、中学校区(※老人福祉サービスにおける日常生活圏域)	小地域(日常生活圏域)間の連絡調整、公的な支援・サービス提供の地域拠点	要支援者のケアマネジメント、総合相談・支援、地域ケア、交流・ネットワーク事業、地域密着型サービスなど、行政、NPOや事業所によるサービスの提供
小地域(日常生活圏域)	住民による住民のための地域福祉推進活動拠点、さらに日常的な集まりや、寄り合い	要支援者の実態把握、相談、情報提供、訪問、サロン活動など住民組織やボランティアによるサービスの提供 自治会等においては日常的な協力、援助、見守りなどの住民の自主的な活動

取り組みの方向性

■小地域活動への支援

小地域での活動が活性化するためにはそれより大きい地域単位からの支援、サポートも重要となります。小地域活動が活性化するため、小地域の活動団体等への支援やその体制づくりを推進します。

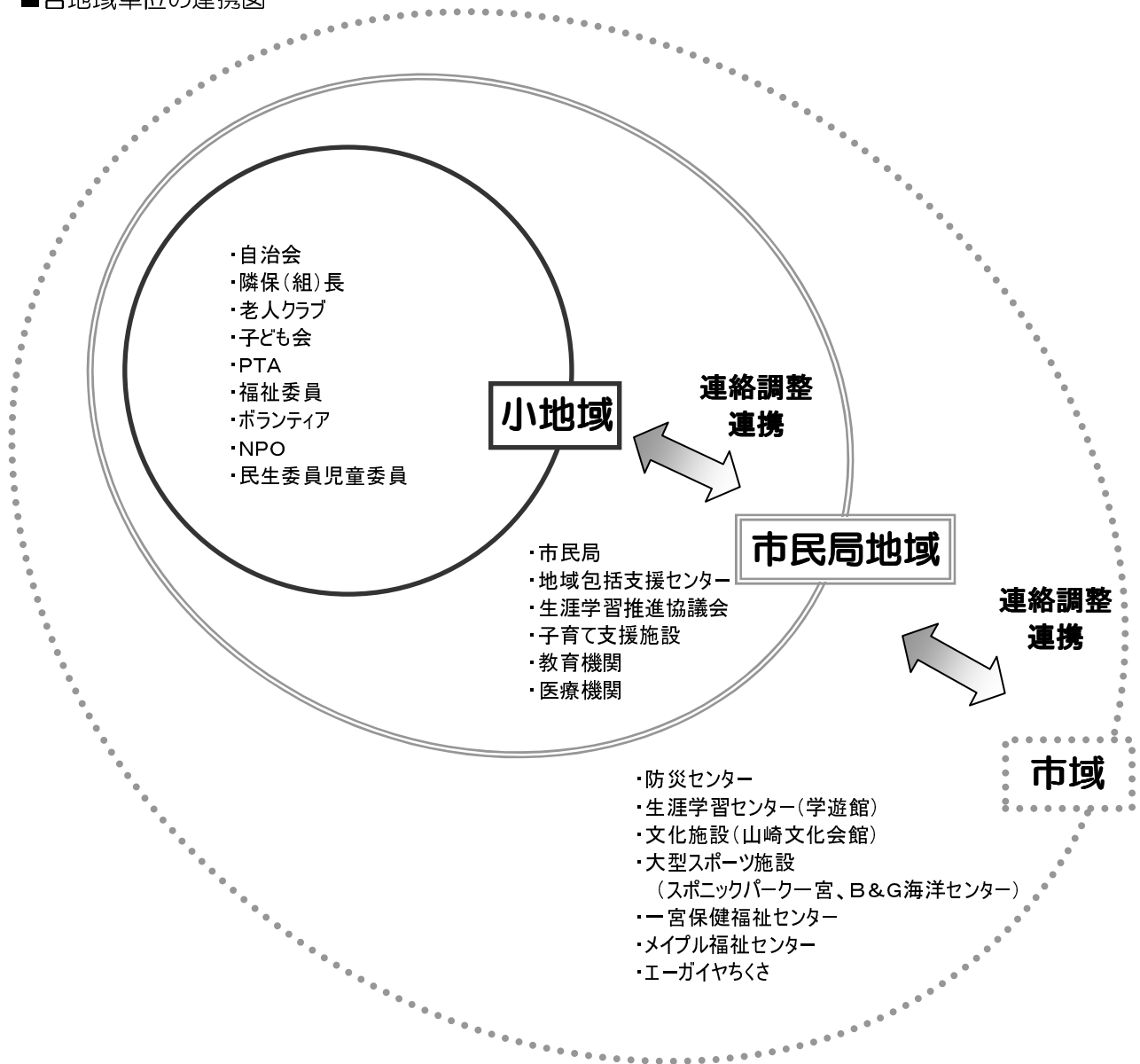
■住民自身の日常的な取り組みの推進

地域では、住民がお互いを信頼し合い助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であるため、住民同士の声かけやあいさつ運動をさらに促進します。

■地域行事の活用による住民交流の促進

地域において運動会や祭りなど地域で昔からある行事とともに、新たな地域イベントを開催し、世代間を越えた地域での交流、ふれあいの場づくりに努めます。

■各地域単位の連携図



(2) 地域コミュニティづくりの促進

現状と課題

かつての地域社会の中では相互扶助が普通であり、この「隣近所を中心とした助け合いや付き合い」も当たり前のことでした。

しかし、社会情勢の変化に伴い人々の就労形態も変わり、このような地域のつながりも薄れつつあります。

現在は個人の興味や関心も多様になってきており、特に年代ごとに、その意識は大きく違っています。しかし、活動内容、趣旨をしっかりと伝え、若い世代の出番をつくることで、参加につながる場合も多くあります。的確な情報の提供や役割分担によって、地域での福祉活動の重要性を理解してもらうことも必要です。さらに、お互いの価値観を押し付け合うだけでなく、それぞれの世代の関心や興味に対しても理解し、取り入れながら歩み寄り、地域の交流を進めて活動の活性化を図っていくことが大切です。

また、地域にはさまざまな団体があり、活動を行っています。それぞれが個々に目的を持って活動を進めていますが、他の団体と連携することで、より一層効率的、効果的に地域づくり活動ができると思われます。そのため、それぞれにおいて同種の活動を行っている団体同士の連携や協力も必要となります。

さらに、先進的な活動事例や、他地区で効果をあげている事例を提示していくことも、活動の気運を高めることにつながります。

今後はこれまで以上に幅広い地域住民の参加を積極的に進め、地域に根ざした事業を促進させるため、関係機関や団体間の連携を強化し、活発に地域に入り地域福祉を推進していくことが必要となります。

取り組みの方向性

■世代間交流の促進

地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながります。また、高齢者の知恵や技能を活かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動などにより世代間交流を促進します。

■地域の組織・団体の連携

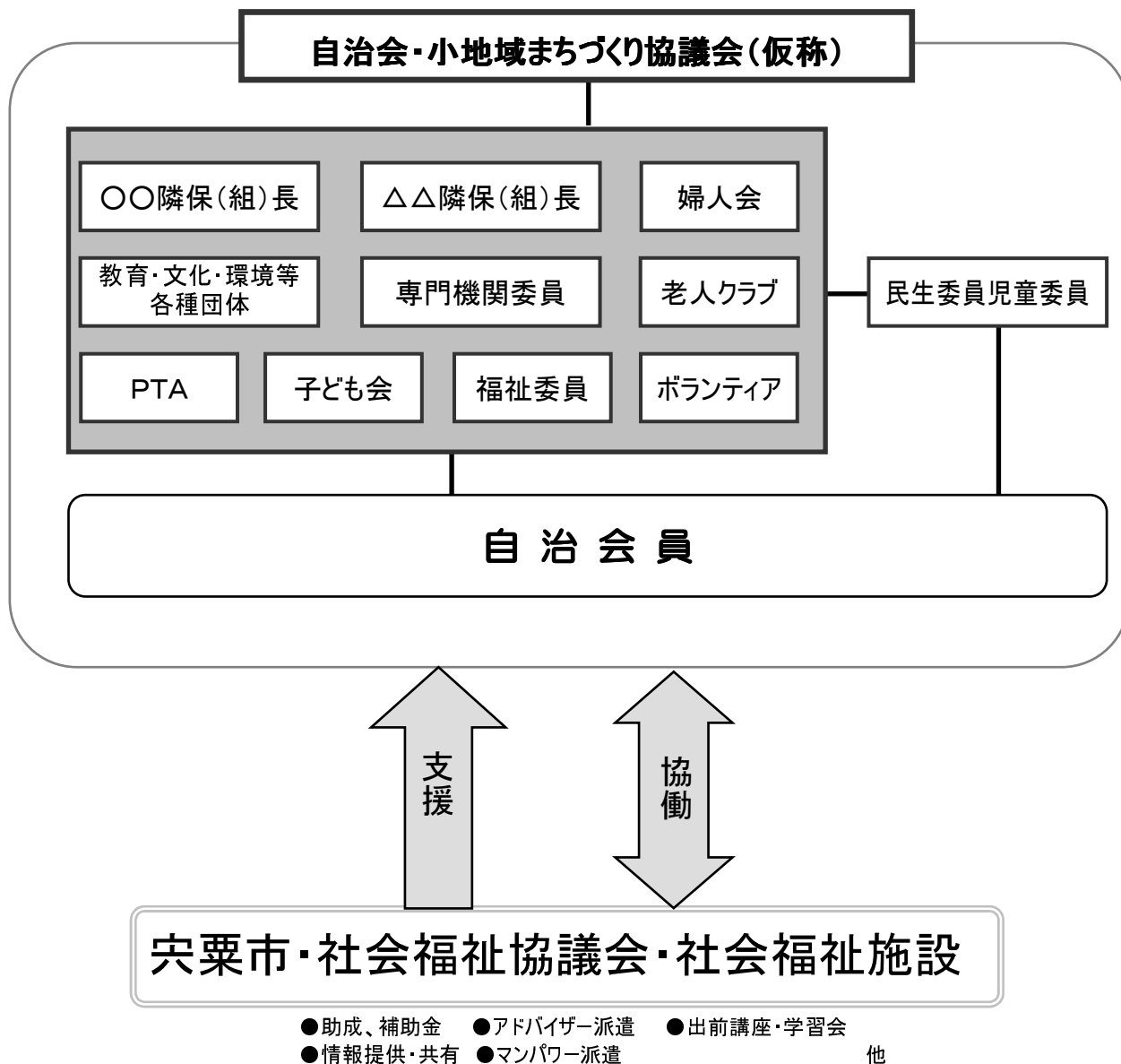
ボランティア団体など、地域内で活動している各種団体の交流により、多様化した問題の解決を図る協力・連携体制づくりを支援し、ネットワークの形成に努めます。また、中でも社会福祉協議会を地域福祉を推進していくうえでの中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくため相互に連携を図っていきます。

また、小地域においては自治会を単位とした「小地域まちづくり協議会（仮称）」を小地域福祉を推進する中心的な組織として位置づけます。

■活動の情報共有の推進

他地区の活動を知ることは、事業の連携や活性化につながるため、各種団体の活動について、福祉連絡会の活動などを通じて、相互に情報共有が図れるよう支援を行っていきます。

■小地域の組織・団体の連携推進体制のイメージ



●地域の自立支援をめざす体制整備

地域の実情を踏まえたうえで、「地域でできることは地域で行う」、地域課題の解決に向けた推進体制及び活性化をめざすため自治会単位の組織を設ける。

●活動の展開

人権のまちづくり推進
地域の健康・福祉の推進
地域防災の確立
地域教育・文化の確立

地域資源の
発掘・活用

地域福祉の
推進

コミュニ
ティ活動
の推進

(3) 地域福祉活動への市民参画の促進

現状と課題

これまでは、市の事業や施策は行政主導で決定することがほとんどでしたが、これからのまちづくりは市民参画が基本となります。

行政の計画・実行・評価の各段階で、市民が参画し、行政と市民が真に協働でまちづくりを進めていくことが求められています。

本市においては、まだ市民参画が十分とはいえないという声も聞かれますが、今後は市と市民が信頼関係を築いたうえで協力し合い、そして計画や事業を進めていけるよう、市民参画を促進していく必要があります。

取り組みの方向性

■市民参画の意識啓発

官民協働による魅力あるまちづくりを推進していくため、市民に対し、市の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行い、まちづくりへの関心を高めます。

■市民参画のための体制づくり

市における事業の計画、実行、評価に関して、市民が参画でき、十分に意見が反映される体制づくりを行います。

■地域福祉推進のネットワークの構築

自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、当事者団体などの構成員をはじめとする地域住民のみなさんと市、社会福祉協議会等により、地域の身近な課題や問題などを話し合える機会を設け、地域福祉推進ネットワークの構築をめざします。

将来的には市民のみなさんが小地域レベルで自主的に開催できるよう、ボランティアコーディネーターとなる人材の育成も行います。

3. 安全で安心して暮らせる環境づくり

(1) 地域福祉活動拠点の整備推進

現状と課題

地域の福祉活動が継続的に発展していくためには、保健福祉サービスが一元化され、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換等ができる活動拠点が必要となります。

市民局の三箇所の保健福祉センターは、地域保健福祉活動の拠点として総合的な機能を持っています。

本庁管内には、それぞれの分野が分散されているため、効率的、総合的な対応や調整が取りにくいのが現状です。そこで、設置にあたっては、穴粟市全体の総合的な地域福祉活動の施設としての位置づけが必要です。

こうした新たな地域の核となる施設の設置を含め、公共施設、民間施設、さらに既存施設の有効活用など、日々の地域活動に利用できるよう環境づくりを進めていく必要があります。

取り組みの方向性

■地域施設の利用促進

地域住民に身近な社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用した、地域の活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。

■空き施設の有効活用

地域にあるさまざまな空き施設について、有効な活用方法とともに、利用にあたってのより柔軟な利用体制づくりについても検討を進めます。

(2) 緊急時における体制の整備

現状と課題

本市では山崎活断層が南部地域を縦走しているため大規模な地震の発生や、森林の荒廃による二次災害の危険性が懸念されています。こうした災害時の体制づくりは最重要課題となっており、防災については、「宍粟市地域防災計画」に基づいた取り組みが進められています。

地域にはさまざまな人が生活しており、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、また、障がいのある人などは、災害や緊急時の避難の際に支援が必要となります。災害などの緊急時の場合、地域での相互扶助活動が非常に有効となりますが、近年では近所づきあいの希薄化やプライバシーの問題により把握が困難な状況となっています。障がいのある方に対する意識調査によると、災害時ひとりで避難できない・わからない人が半数以上となっており、介助者が必要であるという理由が4割以上と高くなっています。

こうした災害時要援護者に対する対応は、地域福祉としても重要なテーマであり、この取り組みは行政と市民の協働によって実現していくことが求められています。

災害時における人的な被害を最小限にとどめるためにも、日々の近所付き合いや地域交流を通じて、日頃からのつながりを強めるとともに、災害時や緊急時における住民同士の救援システムと、ボランティアの受け入れ体制の構築を進めていく必要があります。

取り組みの方向性

■災害時の安否確認の仕組みづくりと支援

大規模な災害が発生したとき、自力で避難することが困難な障がいのある人や高齢者などに対する安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、希望者の登録制による安否確認のための仕組みづくりを行います。また、こうした緊急時のネットワークづくりや福祉マップの作成など、地域の自治会などを中心に実施する防災・防犯活動に対し、支援を行います。

さらに、大規模災害の際などにはスムーズなボランティアの受け入れが行えるよう、その活動を支援します。

■防災・防犯等に関する情報提供

防災や防犯等に関する緊急情報を迅速に地域に知らせられるよう、体制づくりに努めます。また、災害時等の避難場所など、市民が確実に情報を得られるような情報提供体制を検討します。

■地域防犯体制の充実

高齢者などを狙う悪徳商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、関係団体や関係機関との連携強化に努めます。また、地域の協力により通学路を中心に「子ども110番の家」を設置・ネットワーク化し、迅速な情報の共有体制をつくります。

(3) 福祉の視点からの環境整備

現状と課題

市民の通勤・通学・買い物などの日常生活を支える移動手段として神姫バスによる路線バスが重要な役割を担っています。

しかしながら、マイカーの普及や過疎化、少子化等により利用者が激減し、公共交通事業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。このため、市では赤字となっているバス路線について事業者へ補助を行っていますが、路線の休止が次々と発生しています。

現在、本市では平成 16 年度から山崎町河東・蔦沢・土万地区で民間事業者によるデマンドタクシー「もしもしバス」、平成 20 年度から一宮町染河内地区で地域住民によるワゴン車「染河内・思いやり号」、波賀町日ノ原以北で「スクールバス便」が路線バス休止による代替交通として運行しています。

高齢者や障がいのある人をはじめとして、あらゆる人が暮らしやすい住環境を整備していくことは、地域での生活や社会参加を促進する上で、重要な要素となります。市は、公共施設のバリアフリー化や、道路の整備を進めていく必要があります。

さらに、地域住民の公共の移動手段を確保するとともに、少子・高齢化社会に対応するための全市的な新たな移動・交通手段の整備が必要となっています。

また、市民・市民団体・民間企業の視点からは、自転車の迷惑駐車解消、自治会等の組織による環境美化活動の推進、身体障がい者の駐車スペースの確保、民間施設のバリアフリー化など、積極的に周囲の環境を自らで改善していく意識を市全体へと広めていくことが重要となっています。

取り組みの方向性

■バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが使う施設において、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、高齢者や障がいのある人などが日常生活を安心して過ごすことができるように、住宅のバリアフリー化について、改修方法や建築事業者などの情報提供を行うとともに、住宅改造費補助制度の利用の促進を図ります。

■環境整備の意識の向上

関係機関、団体等との連携のもと、環境整備に関する意識の向上をめざした広報・啓発活動を行います。さらに、関係機関や関係企業に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を働きかけていきます。

■移動・交通手段の整備

移動手段の確保の観点から、バス路線の維持・存続に努めるとともに、需要に合った再編を進めます。

利用促進や交通環境の整備のため、市民が安心して利用することができる交通システムの構築、市民同士の出会いやふれあいの場及び環境負荷への軽減など、交通機関を利用することによる新たな夢のあるまちづくりにつながるような具体案を、宍粟市公共交通計画検討委員会において検討し、（仮称）宍粟市生活交通計画を策定いたします。



第2章 計画の推進体制

1. 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関や関係団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

（１）地域における推進体制

地域自治組織の形成と支援、すなわち地域内の役割分担を推進していくことが重要であるといわれています。本計画の推進にあたって、小地域（日常生活圏域）を単位として組織する「小地域まちづくり協議会（仮称）」などの機関を設置し、その地域で暮らす住民の積極的な参加を促すとともに、地域の自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、福祉委員などとも連携を強め、小地域全体が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに、市としても積極的な支援を行います。

（２）市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア・NPO 活動などに積極的に参加していくことが大切です。

（３）民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員の役割は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めるということです。民生委員児童委員は地域福祉の推進のため「社会福祉に関する活動を行う役割」を担います。

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や関係機関や関係団体、行政等との調整役として大きな役割を果たします。

（５）社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、社会福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験やさまざまな人々との交流など、福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となる必要があります。

（６）行政の役割

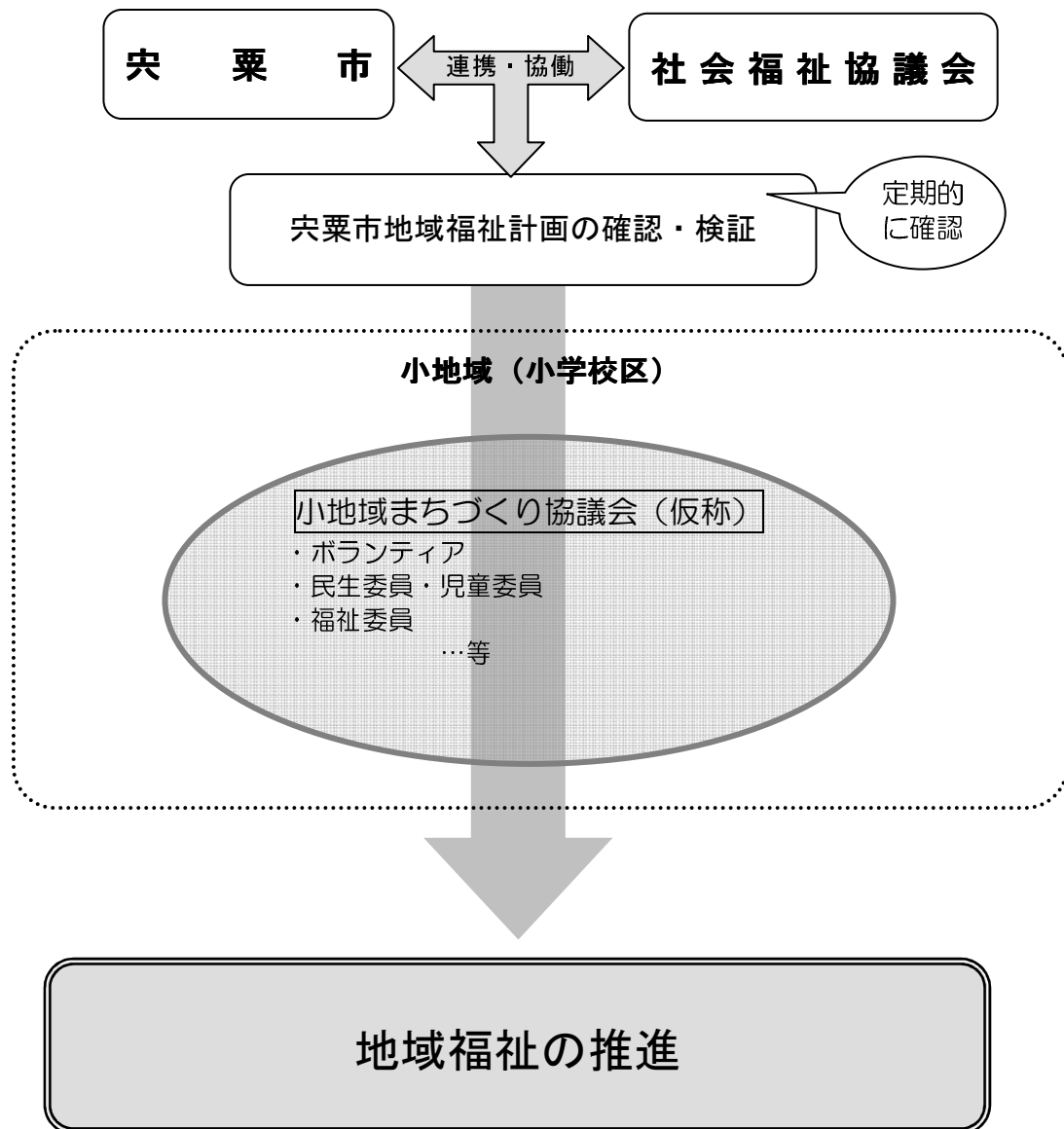
地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みが重要な役割を担っています。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みをさまざまな形で支援するため、住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、当事者団体、ボランティア団体、NPO等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

２．計画の弾力的運用

今後は、事業の達成状況を把握し、進行管理を行います。また、市を取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行います。

さらに、福祉ニーズの多様化、高度化、生活様式の多様化、人口の変動、財政事情の動向等社会経済環境の変化がみられるとともに、社会福祉法の改正をはじめ国の高齢者や障がいのある人に関する施策の枠組みが変わりつつあります。今後は社会経済環境の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の弾力的な運用を行います。

■地域福祉計画の推進体制のイメージ



Ⅲ 資 料 編



1. 地域福祉計画策定検討委員会名簿

	氏 名	所属団体	保健福祉推進委員会
1	渡邊 謙市	穴栗市老人クラブ連合会	健康づくり部会
2	植田 美代子	野尻ふれあいサロン	健康づくり部会
3	山本 正幸	穴栗市社会福祉協議会	高齢者福祉部会
4	廣居 美枝	穴栗市民生委員児童委員協議会連合会	高齢者福祉部会
5	前田 重孝	穴栗すぎの木家族会	障害者福祉部会
6	友延 滋	穴栗市ボランティア連絡会	障害者福祉部会
7	中谷 哲男	穴栗市民生委員児童委員協議会連合会 (主任児童委員)	児童福祉部会
8	天野 佳子	託児ボランティア	児童福祉部会

2. 統計データによる本市の現状

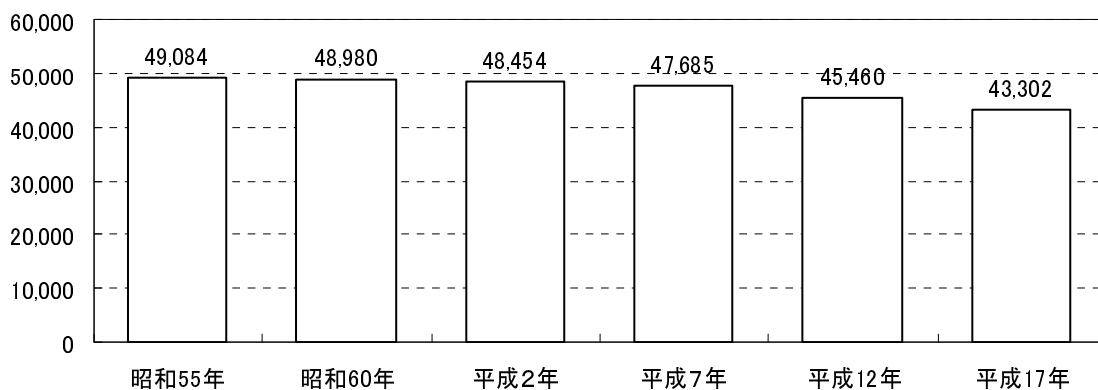
(1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和 55 年以降をみると、減少傾向が続いています。

また、年齢 3 区分別人口割合をみてみると、年少人口（0～14 歳）については、昭和 60 年以降減少傾向にあり、一方老年人口（65 歳以上）については増加傾向にあります。平成 7 年には、年少人口の割合が老年人口の割合を下回っており、少子高齢化が進行しています。

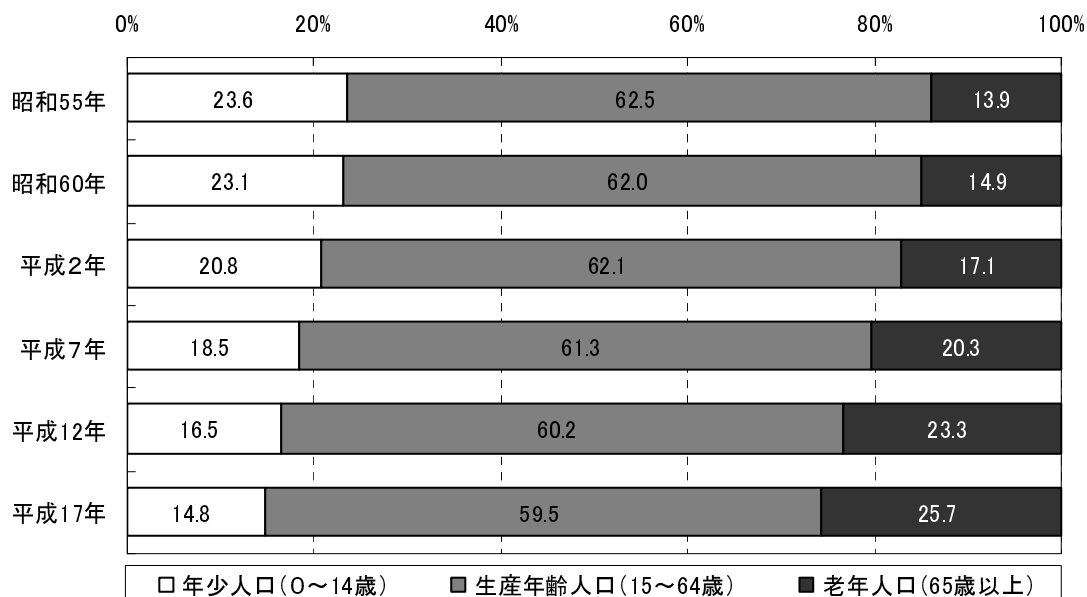
■本市の総人口の推移

(人)



資料：国勢調査

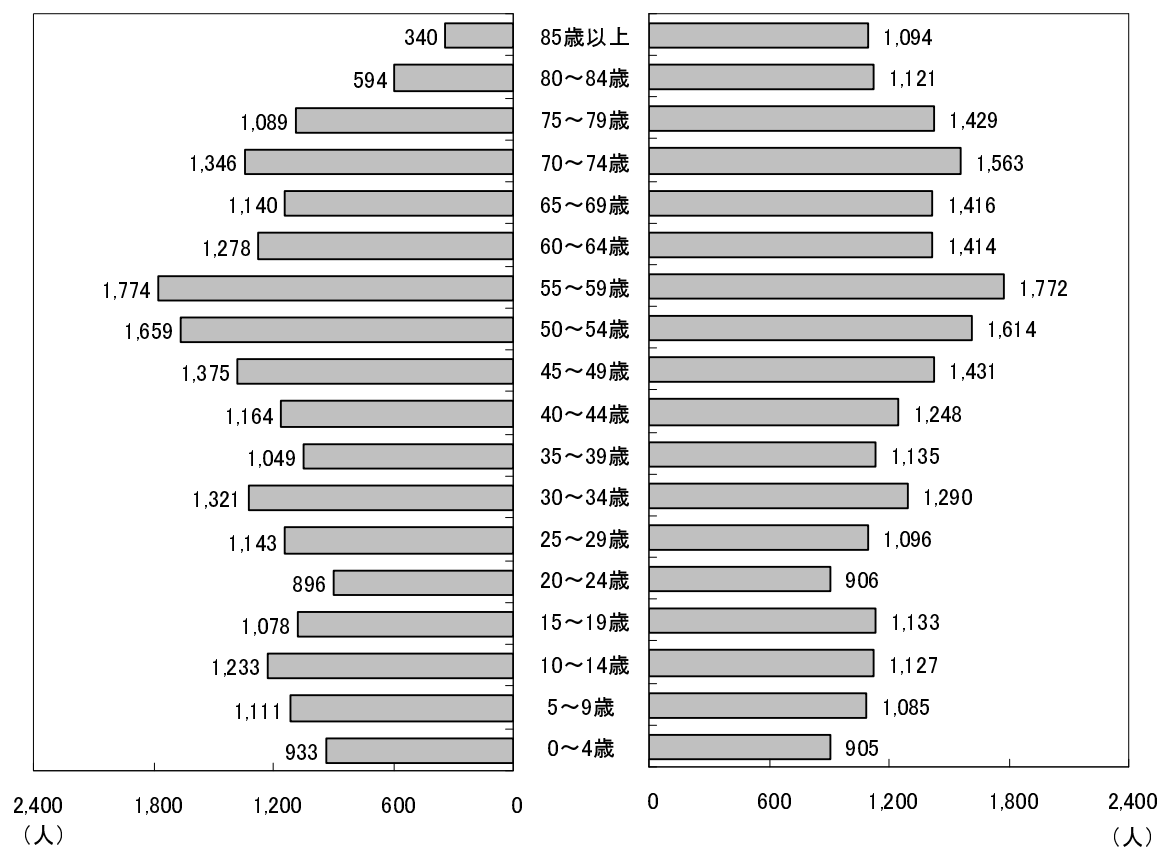
■本市の年齢 3 区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

(2) 人口構造

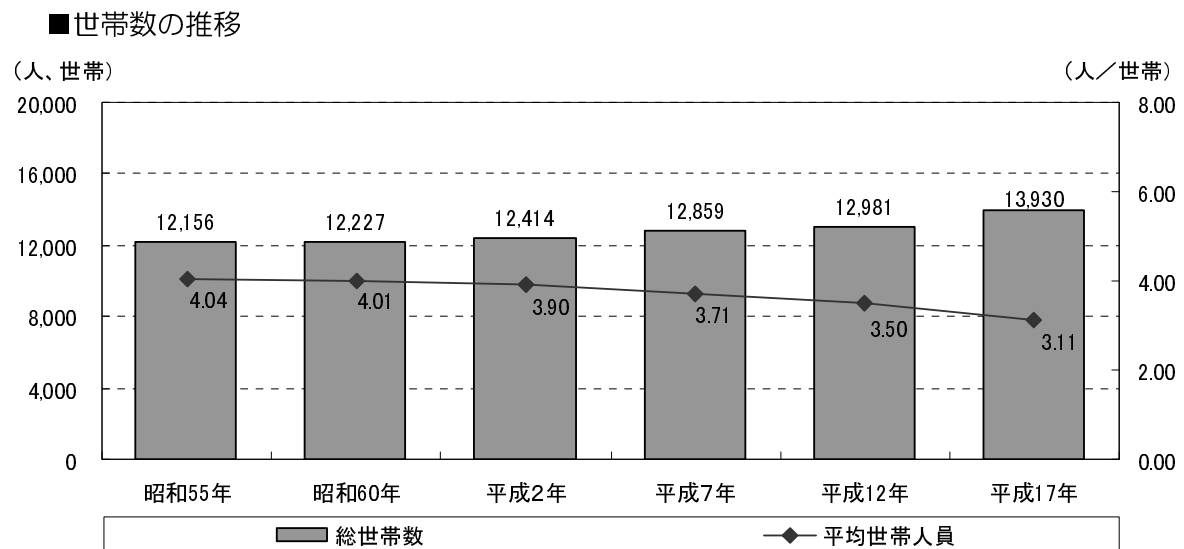
平成 17 年の人口構造をみると、50 歳代の団塊の世代にあたる年齢層で、人口が多くなっています。今後、これらの世代が高齢者になった場合、高齢化率はますます高くなることが予想されます。



(3) 総世帯数と高齢者世帯数の推移

本市の総世帯数は年々増加傾向にあり、平均世帯人員は減少傾向にあります。

高齢者世帯数の推移をみると、高齢者のいる世帯、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。



■高齢者世帯数の推移

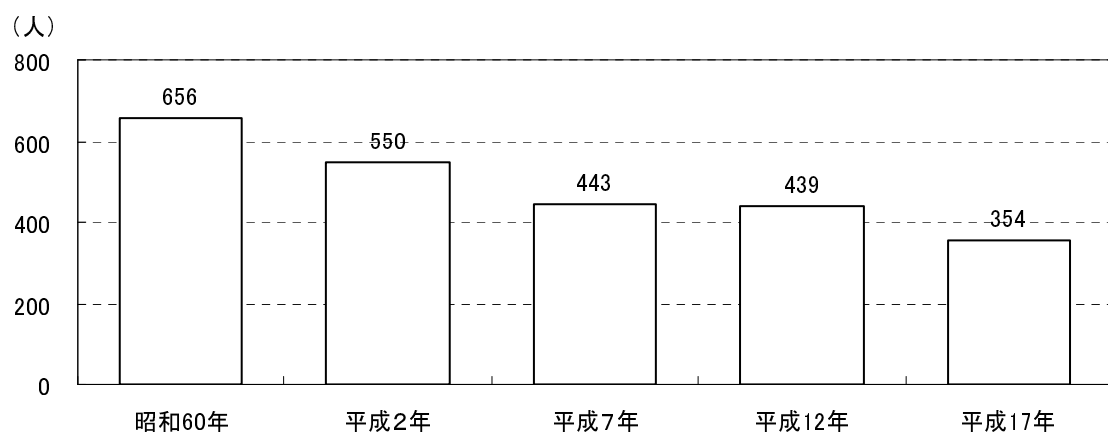
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯数	12,156	12,227	12,414	12,859	12,981	13,930
高齢者のいる世帯	5,303	5,635	6,068	6,689	7,193	7,891
総世帯に占める割合	43.6%	46.1%	48.9%	52.0%	55.4%	56.6%
高齢者単独世帯	420	502	617	710	820	969
総世帯に占める割合	3.5%	4.1%	5.0%	5.5%	6.3%	7.0%
高齢者夫婦世帯	579	647	803	1,000	1,200	1,030
総世帯に占める割合	4.8%	5.3%	6.5%	7.8%	9.2%	7.4%

資料：国勢調査

（４）出生数の推移

本市の出生数は、昭和 60 年以降をみると、減少傾向にあります。

■出生数の推移

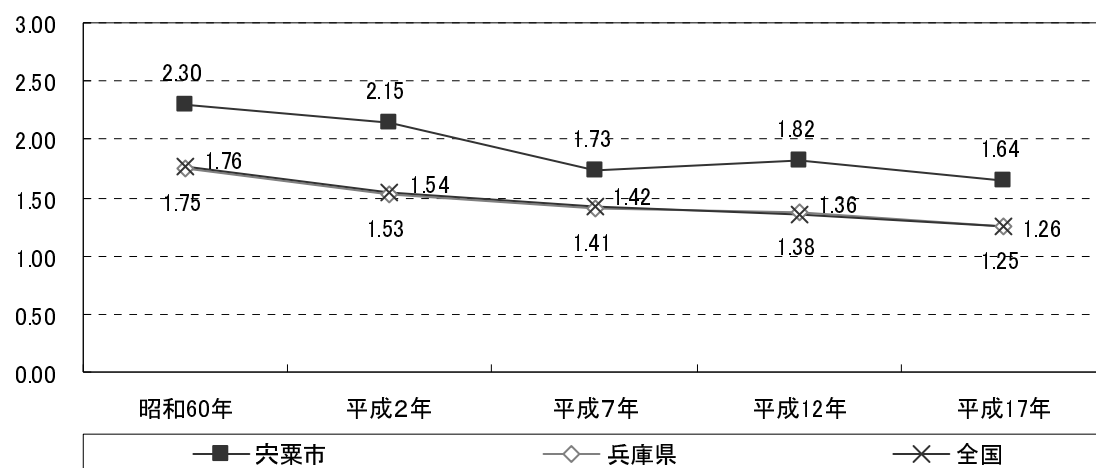


資料：国勢調査

（５）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は、ほぼ同様の傾向で推移している兵庫県、国の値をいずれの年も上回っています。しかし、人口の維持に必要な 2.08 を平成 7 年以降下回り、推移しています。

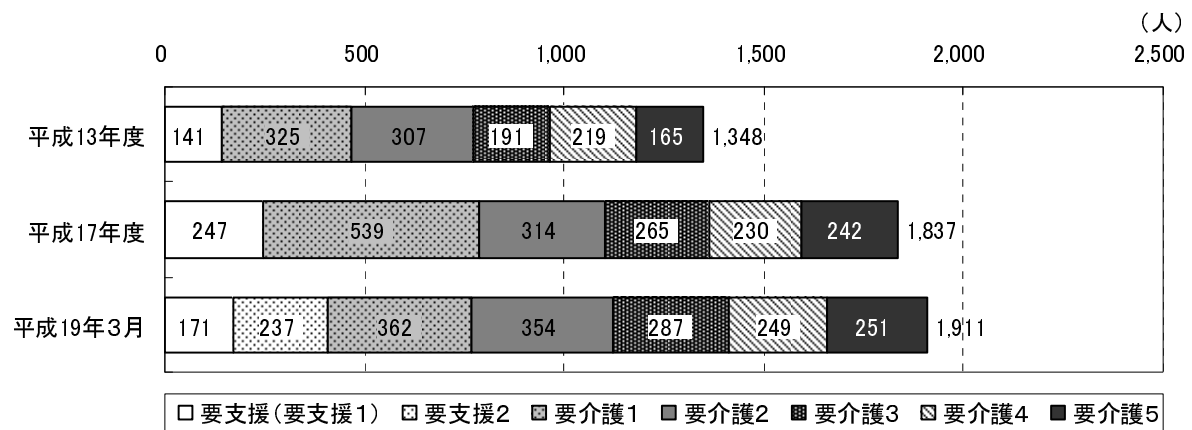
■合計特殊出生率の推移



資料：国勢調査

（６）要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、増加しており、要介護２～５の中・重度認定者の増加がみられます。



資料：介護保険事業状況報告

3. 用語解説

ア 行

移送サービス

高齢者や障がいのある人が、通院・通所等で必要となる移動の際、利用できる搬送サービス。

NPO

NPO とは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

カ 行

ガイドヘルパー

障がいのある人の社会参加を増進するため、単独で外出が困難な障がいのある人に外出時付き添うホームヘルパー。

協働

相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係のこと。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

コーディネート

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行うこと。

コミュニティバス

路線バスとタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新しい乗り合いバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

サ行

ふれあい喫茶やサロン

“サロン”とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」などの意味を持ち、「社交的な集まりの場」といった意味を持っている。本市では高齢者などが地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集える場所の名称として「ふれあいサロン」がある。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。通常、「社協」と呼ばれている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

タ行

日常生活地域支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるための制度で、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されている。

地域包括支援センター

介護保険制度の改正で平成 18 年度より創設された、「地域支援事業」や「新予防給付」などの総合的なケアマネジメントを担う中核機関。センターには、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの 3 つの職種の人材を配置する必要があり、この 3 職種の間で連携しながら地域全体の包括的、継続的な支援・管理体制を築いている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

男女間の身体的・心理的暴力のこと。離別後や交際中の恋人からの暴力もDVに含まれる。

ナ行

ニーズ・福祉ニーズ

福祉に関する要求・需要のこと。

ネットワーク

本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織のこと。

ハ行

バリアフリー

社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し（段差の解消、手すりの設置など）、障がい、年齢、性別に関係なく、すべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含んでいる。

ボランティアセンター

住みやすい地域、ゆとりある福祉社会づくりをめざして、市民の方が「ボランティア」というものを理解していただけるように活動する機関です。本市では、ボランティア活動・市民活動への参加を呼びかけ、その活動を推進し、充実させる手伝いをしている。

マ 行

民生委員児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいう。

宍粟市地域福祉計画

発行：宍粟市

編集：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課

住所：〒671-2593

宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 番地 6

TEL : 0790-63-3067

FAX : 0790-63-3062

策定年月：平成 21 年 4 月
